

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年12月22日
【事業年度】	第5期（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）
【会社名】	株式会社みんなのウェディング
【英訳名】	Minnano Wedding Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 石渡 進介
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地一丁目13番1号
【電話番号】	03-3549-0211
【事務連絡者氏名】	取締役兼CFO 百鬼 弘
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地一丁目13番1号
【電話番号】	03-3549-0260
【事務連絡者氏名】	取締役兼CFO 百鬼 弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月
売上高 (千円)	306,614	555,243	1,011,381	1,504,194	1,888,760
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△55,663	70,598	175,932	292,241	172,136
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△55,958	60,967	109,869	183,030	115,524
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	111,700	111,700	123,740	1,436,302	1,436,482
発行済株式総数					
普通株式 (株)	483	483	1,392	7,617,300	7,626,300
A種優先株式	1,445	1,445	770	—	—
純資産額 (千円)	155,118	216,086	350,035	3,158,191	3,074,351
総資産額 (千円)	193,614	315,874	536,251	3,528,099	3,354,320
1株当たり純資産額 (円)	△37,849.32	29.46	61.69	414.61	411.93
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△116,317.97	42.08	35.80	27.07	15.43
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	25.39	14.75
自己資本比率 (%)	80.1	68.4	65.3	89.5	91.7
自己資本利益率 (%)	—	32.8	38.8	10.4	3.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	47.02	98.21
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	101,543	160,690	340,476	△1,390
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△86,009	△88,559	△279,078	△298,899
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	24,080	2,600,127	△199,364
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	120,054	216,265	2,877,791	2,378,136
従業員数 (名)	22	50	77	105	118
(外、平均臨時雇用者数)	(3)	(4)	(4)	(5)	(12)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため、記載しておりません。
4. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため、記載しておりません。

5. 当社は平成25年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っております。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第1期は1株当たり当期純損失金額であるため、第2期及び第3期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
7. 自己資本利益率については、第1期は当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
8. 株価収益率については、第1期から第3期までは当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
9. 当社は第2期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第1期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、契約社員を含んでおります。）であり、従業員数欄の（ ）外書きは、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員及びアルバイトを含んでおります。）の年間の平均雇用人員（1日7.5時間換算）であります。
11. 第2期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりますが、第1期の財務諸表については当該監査を受けておりません。
12. 当社が発行するA種優先株式のすべてについて、A種優先株主による取得請求権の行使により、当社はその対価として当社普通株式を発行しております。当社が取得したA種優先株式について、平成24年12月26日開催の取締役会、平成25年4月11日開催の取締役会及び平成25年11月15日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき消却を行うことを決議し、消却を行っております。
13. 当社は第2期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。平成25年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行いました。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
14. 第5期より、「従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第30号（平成25年12月25日公表））を適用し、1株当たりの純資産額の算定における期末発行済株式数の計算、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定における期中平均株式数の計算において、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式を控除する自己株式を含めております。

## 2 【沿革】

当社が運営する結婚式場選びのロコミサイト「みんなのウェディング」は、株式会社ディー・エヌ・エーにおいて「結婚式を最良の思い出にしたい」と願う花嫁・花婿に対する結婚式場のロコミサイト運営事業として開始されました。その後、平成22年10月、同社から会社分割し、株式会社みんなのウェディングを設立いたしました。

株式会社みんなのウェディング設立以後の当社に係る経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
平成22年10月	株式会社ディー・エヌ・エーから簡易新設分割にて、千葉県船橋市に株式会社みんなのウェディングを設立（資本金20,000千円）
平成22年10月	東京都中央区銀座六丁目14番20号に本社移転
平成22年10月	第三者割当増資（資本金25,000千円）
平成22年10月	第三者割当増資（資本金111,700千円）
平成24年2月	花嫁・花婿が願う自由で新しい結婚式をプロデュースする「みんなのウェディングプランナー（現「Brideal（ブライディール）」）」を開始
平成24年3月	東京都中央区銀座三丁目15番10号に本社移転
平成24年5月	低価格の結婚式プランを掲載するサイト「ふたりのウェディング」を開始
平成24年5月	大阪府大阪市西区に大阪オフィスを設置
平成24年11月	東京都中央区にウェディングアドバイザーによる結婚式場選びの「みんなのウェディング相談デスク」を開設
平成25年1月	さずかり婚向け結婚式場選びサイト「みんなのマタニティウェディング」を開始
平成25年8月	有限会社あーすあいの当社代理店事業を吸収分割にて承継
平成25年11月	「みんなのマタニティウェディング」の対象範囲を出産後の結婚式を挙げていない層にまで広げ、「みんなのファミリーウェディング」に名称変更
平成25年11月	大阪府大阪市北区に大阪オフィスを移転
平成26年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場（資本金1,218百万円）
平成26年4月	第三者割当増資（資本金1,434百万円）
平成26年11月	東京都中央区築地一丁目13番1号に本社移転
平成27年4月	クックパッド株式会社と資本業務提携基本合意書を締結
平成27年8月	「みんなのウェディング相談デスク」を本社内に移転

(注) 平成28年1月 その他事業（「Brideal（ブライディール）」）を事業譲渡（予定）

### 3【事業の内容】

当社は「みんなの『大切な日』をふやす」を経営理念として掲げ、結婚式場選びのロコミサイト「みんなのウェディング」等のインターネットメディアと、リアル店舗での「みんなのウェディング相談デスク」を展開し、相互連携を図りながら、これから結婚式を行う花嫁・花婿に対して、花嫁・花婿の視点に立ったユーザーファーストなサービスを提供しております。

なお、花嫁・花婿に自由な発想の結婚式をプロデュースする「Brideal（ブライディール）」は、平成28年1月1日付で事業譲渡する予定であります。

#### ① サービスの特徴

##### (a) インターネットメディア

当社は、「みんなのウェディング」サイト等のインターネットメディアを展開し、結婚式場の情報や、それに関わる本当のロコミや実際の費用明細、また、ウェディングに関する様々な情報を、これから結婚式を挙げようとしている花嫁・花婿に対して提供しております。

「みんなのウェディング」は、「本音のロコミ」や「実際の費用明細」から構成される結婚式場選びのロコミサイトです。実際に結婚式を挙げた花嫁・花婿等により投稿される結婚式場のロコミ情報に加え、結婚式の実際の費用明細等を掲載し、これから結婚式を挙げようとしている花嫁・花婿が理想の結婚式を挙げられるよう支援しております。記載内容の具体性と充実を図るため、ロコミ投稿の文字数を300文字以上とし、投稿内容が中立的なものとなるよう、掲載前に当社の定める投稿ガイドラインに沿った審査を行い、運営サイトの信頼性の向上を図っております。また、実際に結婚式場が花嫁・花婿に提示した費用明細の画像とそのデータを掲載しております。

結婚式が花嫁・花婿にとって一生に一度のものである中で、結婚式に対する考え方は多様化しており、それに伴って花嫁・花婿が必要とする情報も多様化しております。当社は花嫁・花婿が理想の結婚式を挙げることを実現するため、当社の運営するサイト内における結婚式場の検索の利便性を高め、比較検討を行いやすいように工夫し、複数の花嫁・花婿間での有益な情報の共有を図り、一生に一度の結婚式を満足のいくものになりたいというニーズに応えております。

##### (b) 相談デスク

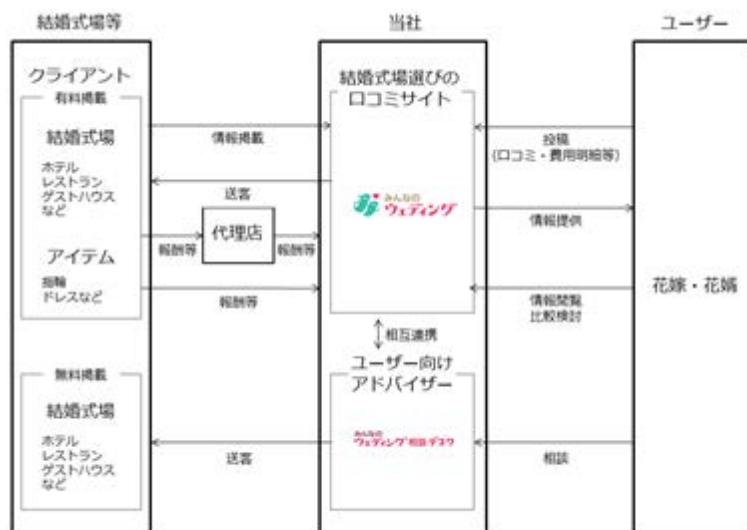
当社は、専門のアドバイザーが花嫁・花婿に対して結婚式場の紹介を行う無料相談カウンター「みんなのウェディング相談デスク」を運営しております。

結婚式場の見学前に結婚式の見積書を作成したり、花嫁・花婿の希望を聞きながら、二人に合った結婚式のスタイルや結婚式場を紹介しております。「みんなのウェディング相談デスク」は、ユーザーファーストの視点に立ち、当社との契約の有無を問わず、花嫁・花婿が望む理想の結婚式を挙げるため、全国の結婚式場から花嫁・花婿の希望に合った結婚式場を紹介しております。

「みんなのウェディング」サイトのロコミや費用明細等を基に、「みんなのウェディング相談デスク」では花嫁・花婿の希望に合った結婚式場を紹介し、また、「みんなのウェディング相談デスク」で受けた花嫁・花婿からの相談を「みんなのウェディング」等のサイト開発やクライアント向け商品開発に反映させる等、ユーザーニーズを起点とした各方面への強化に繋げております。

② 事業系統図

事業モデルは次のとおりであります。



- (i) 当社は、ホテルやレストラン、ゲストハウス等の結婚式場や、指輪やドレス等のアイテム業者等から当社が運営するサイト「みんなのウェディング」等に結婚式場情報や広告の掲載を受けます。
- (ii) 当社は有料掲載結婚式場に対して、専用電話番号やロコミ返信機能等、直接ユーザーとコミュニケーションをとることができ、集客につながる機能を提供します。
- (iii) 当社は有料掲載結婚式場から掲載料等を、広告を掲載するアイテム業者等から広告料を収受します。
- (iv) 結婚式を検討している花嫁・花婿は、当社のサイトに掲載された結婚式場情報やロコミ、費用明細等を参考に結婚式場を選び、当社の運営サイトから結婚式場へ問い合わせを行うことができます。
- (v) 「みんなのウェディング相談デスク」では、結婚式を検討している花嫁・花婿の相談を受け、結婚式場を紹介します。
- (vi) 結婚式を挙げた花嫁・花婿等から結婚式場に関するロコミや費用明細の投稿を受けます。
- (vii) 当社は投稿内容等を会員規約や投稿ガイドラインに照らして審査を行った後、サイトに掲載します。

③ 延べ月間利用者数と有料掲載結婚式場数の推移

「みんなのウェディング」サイトの延べ月間利用者数と有料掲載結婚式場数の推移は次のとおりであります。

事業年度	年月	延べ月間利用者数 ※1 (千人)	有料掲載結婚式場数 ※2 (件)
平成25年9月期	平成24年12月	751	1,153
	平成25年3月	1,035	1,211
	平成25年6月	1,378	1,341
	平成25年9月	2,157	1,368
平成26年9月期	平成25年12月	2,093	1,374
	平成26年3月	2,669	1,352
	平成26年6月	2,700	1,305
	平成26年9月	3,240	1,317
平成27年9月期	平成26年12月	2,753	1,282
	平成27年3月	3,377	1,288
	平成27年6月	2,946	1,283
	平成27年9月	3,474	1,284

※1 延べ月間利用者数 当該月における「みんなのウェディング」サイト及び「みんなのウェディングアプリ」の月間利用者数をブラウザ数と端末数から算出した延べ人数をいいます。

※2 有料掲載結婚式場数 「みんなのウェディング」サイトに掲載している結婚式場のうち当社と契約している結婚式場の当該月末の件数をいいます。

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社)  クックパッド株式会社 (注)	東京都渋谷区	5,205	インターネット・ メディア事業及び E C事業	26.84 [16.26]	資本業務提携基本合意書 を締結。 役員の派遣、従業員の出 向を受け入れ。 広告関連業務等の取引。

- (注) 1. 議決権の所有割合の [ ] 内は、同意している者及び緊密な者の所有割合で外数となっております。  
2. 有価証券報告書を提出しております。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成27年9月30日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
118 (12)	34.2	2.0	5,279

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含ほか、契約社員を含んでおります。）であり、従業員数欄の（ ）外書きは、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員及びアルバイトを含んでおります。）の年間の平均雇用人員（1日7.5時間換算）であります。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 当社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当社を取り巻くインターネット業界においては、インターネットの普及により、ソーシャルメディアやCGM (Consumer Generated Media) サイトといった「消費者発信型メディア」が拡大しております。消費者の購買行動は、商品やサービスの供給側からマスメディア経由で発信された情報に基づくものから、インターネットで情報を比較検討した上で商品やサービスを購入し、SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) に口コミを投稿して情報を共有し、拡散する形へと変化しております。また、スマートフォンの世帯普及率は64.7%と過半数を超え、20~29歳では94.5%、30~39歳では92.4%となり (出典：総務省「平成27年版 情報通信白書」)、サービスの中心はモバイルインターネットへと移っております。

また、当社が事業を展開するブライダル市場においては、平成26年の婚姻件数が64万3,749組と、平成25年 (66万613組) から1万6,864組の減少となりました (出典：厚生労働省「平成26年 人口動態統計」)。

このような環境の中、当社では「結婚式を生涯最高の思い出にしたい」と願う花嫁・花婿に対して、昨今の多様化する結婚式に合わせ、結婚式場を比較検討して理想とする結婚式を挙げることができるよう、結婚式場の口コミや実際の費用明細等のウェディングに関する情報提供サービスに取り組んでおります。

当事業年度において、当社は、主に「みんなのウェディング」サイトの媒体力強化と有料掲載結婚式場数の積上げに取り組みました。また、将来的な事業規模の拡大及び人員増加に備え、平成26年11月に本社移転を行いました。平成27年5月にクックパッド株式会社による公開買付けが行われ、当社はユーザーファーストを更に徹底し、花嫁・花婿が結婚式場を比較検討しやすいよう、サイトデザインのリニューアルやサービスの拡充等に取り組ましました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,888,760千円 (前事業年度比25.6%増)、営業利益は169,263千円 (前事業年度比48.3%減)、経常利益は172,136千円 (前事業年度比41.1%減)、当期純利益は115,524千円 (前事業年度比36.9%減) となりました。

当社は単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。事業ごとの取り組みは以下のとおりであります。

#### (みんなのウェディング事業)

みんなのウェディング事業では、「みんなのウェディング」サイト等を運営し、花嫁・花婿の立場に立って、結婚式場の情報や、それに関わる口コミや実際の費用明細、その他結婚式に関する様々な情報を提供しております。また、「みんなのウェディング相談デスク」では、花嫁・花婿に対して専門のアドバイザーによる結婚式場選びのサポートを展開しております。

当事業年度における取り組みは以下のとおりであります。

#### (a) 商品の改定

「みんなのウェディング」では、前事業年度において、ユーザーが当社のウェブサイトで起こしたアクションに応じて成果課金する仕組みを契約に盛り込んだ新商品の販売・転換を促進し、当事業年度開始の平成26年10月より新商品による課金を開始しました。これによって売上高の増加に繋がったものの、価格引き上げによる影響により、契約更新をしなかったクライアントもあり、平成27年9月末現在、有料掲載結婚式場数 (「みんなのウェディング」サイトに掲載している結婚式場のうち当社と契約している結婚式場の当該月末の件数) は1,284件と契約件数の増加に繋げることが出来ておりません。このような点を踏まえ、成果課金型の価格体系を改定し、よりシンプルでクライアントが分かりやすい新商品体系への変更を行いました。

#### (b) サイト価値の向上

当社運営サイトの花嫁・花婿による認知度の向上、他社サイトとの差別化を図るため、「みんなのウェディング」サイトのリニューアルを行いました。特にロゴマークやサービスカラーの変更を行い、結婚式場への反響等を認識しやすくしました。また、花嫁・花婿が結婚式場を比較検討しやすく改善したり、口コミの量と質を向上させるための仕組みを設ける等、サイト利便性の向上を図りました。その結果、延べ月間利用者数 (当該月における「みんなのウェディング」サイト及び「みんなのウェディングアプリ」の月間利用者数をブラウザ数と端末数から算出した延べ人数) は3,474千人 (平成27年9月) となり、過去最高を記録しました。また同時にクラウドサーバーへの移行、使用プログラミング言語の変更等将来の開発体制の基盤強化を行っております。



(c) 相談デスクの位置付けの変更

対面で結婚式場の紹介を行う「みんなのウェディング相談デスク」は、平成27年8月、ユーザーファーストを徹底するためにその位置付けを変更しました。結婚式場との契約の有無を問わず、花嫁・花婿が望む理想の結婚式を挙げるため、全国の結婚式場を紹介できるようにし、また、「みんなのウェディング相談デスク」で受けた花嫁・花婿からの相談を「みんなのウェディング」等のサイト開発や結婚式場といったクライアント向け商品開発に反映させる等、ユーザーニーズを起点とした各方面への強化に繋げる前提を構築しました。

これらの結果、当事業年度におけるみんなのウェディング事業の売上高は、1,767,099千円（前事業年度比20.6%増）となりました。

(その他事業)

その他事業では、従来の結婚式スタイルとは異なり、場所にとらわれない自由で新しい結婚式を望む花嫁・花婿の希望を実現するサービス「Brideal（ブライディール）」を展開しておりました。

当事業年度においては、ウェディングプランナーの採用を進め、当社が主体となって企業や自治体等と連携する等して、オリジナリティある結婚式の浸透を図り、一定の施行件数を受注しておりましたが、新経営体制のインターネットメディアを中心とするみんなのウェディング事業への集中という方針のもと、新規の募集を停止しており、平成28年1月1日付で事業譲渡する予定であります。

これらの結果、当事業年度におけるその他事業の売上高は、121,661千円（前事業年度比209.7%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、2,378,136千円（前事業年度比17.4%減）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動により使用した資金は1,390千円（前事業年度は340,476千円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益が184,272千円となり、減価償却費が105,230千円であった一方、売上債権の増加額が108,755千円、仕入債務の減少額が39,631千円、未払消費税等の減少額が22,928千円、法人税等の支払額が149,102千円となったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動により使用した資金は298,899千円（前事業年度比7.1%増）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入が100,000千円あった一方、有形固定資産の取得による支出が120,820千円、投資有価証券の取得による支出が229,941千円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動により使用した資金は199,364千円（前事業年度は2,600,127千円の獲得）となりました。これは主に、「株式給付信託（J-E S O P）」にかかる資産管理サービス信託銀行株式会社が取得した当社株式を自己株式として処理していることによる自己株式の取得による支出が199,724千円あったことによるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社の主たる事業は、インターネットを利用したサービスの提供であり、提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

### (2) 受注実績

受注生産を行っていませんので、受注実績に関する記載はしていません。

### (3) 販売実績

当事業年度における販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

なお、当社の事業は単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、事業別に記載しております。

事業の名称	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	前年同期比 (%)
みんなのウェディング事業 (千円)	1,767,099	120.6
その他事業 (千円)	121,661	309.7
合計 (千円)	1,888,760	125.6

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)		当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
株式会社アリバー	404,378	26.9	489,110	25.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当社の業績は現在のところ比較的堅調に推移しております。しかし、その目標とするところに対して、まだ始まったばかりの事業ステージにあるため、以下の事項を主要な課題と認識し、対処してまいります。

#### ① ユーザーファーストの徹底

当社のサービスは、結婚式を挙げようとする花嫁・花婿の悩みを解消することに社会的な存在価値があり、花嫁・花婿が結婚式場を比較検討する際に支持されるようなサイトである必要があると考えます。そのため、ユーザーファーストを徹底することにより、花嫁・花婿の立場に立って利便性の高いサイト作りを行ってまいります。

#### ② 事業利益の創出

当社は、上場会社として安定的に利益を生み出しながら成長を続けていくことが重要であると考えます。当社はまだ成長段階にあるため、当面の間は事業規模拡大等のために投資が必要ですが、コストを適切にコントロールし、安定的に利益を計上していく方針であります。

#### ③ 優秀な人材の確保

当社事業の拡大及び成長のためには、ユーザー価値に忠実な人材の採用と、既存社員の能力及びスキルの底上げが重要な課題と考えます。当社は、事業展開に沿って計画的に優秀な人材の採用を行っていくと同時に、ユーザーファーストな考え方を社員に徹底していく等、人材の育成に取り組み、従業員の定着を図るよう努めてまいります。

#### ④ 経営管理体制の構築・強化

当社は、安定したサービス提供を維持するとともに継続的に成長していくためには、内部統制の整備、強化に継続して取り組んでいくことが必要であると考えております。当社は、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるようにコンプライアンス体制の強化を含め、内部統制の整備、強化、見直しを継続して行っていく方針であります。

#### ⑤ 認知度の向上

当社が展開する事業は、開始してからまだ数年と日が浅く、認知度が十分あるとはいえません。当社の事業が拡大及び成長していくためには、当社の運営するサイトの認知度を向上させ、花嫁・花婿が結婚式場を選んで決めるサイトになることが必要です。そのため、ユーザーファーストを徹底してサービスを拡充し、当社サイトの認知度とサイト価値の向上に取り組んでいく方針であります。

#### ⑥ 新サービスの展開

多様化するニーズに応えるため、当社は常に新しいサービスを提供することを検討し、実施しております。今後も既存サービスの拡充に加え、ウェディング市場やその他周辺領域における新規サービスの展開を図ることで、既存ユーザーへのさらなる付加価値の提供、新規ユーザーの獲得を図り、新しい収益モデルを構築してまいります。

#### ⑦ システム基盤の強化

当社は、サービスをインターネット上で提供していることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性及びセキュリティ管理体制の構築が重要であります。現在もクラウドサーバーへの移行や使用プログラミング言語の変更等を行って体制を強化しておりますが、継続してインターネット環境の変化に対応したシステム基盤の強化に取り組んでまいります。

## 4【事業等のリスク】

以下に、当社の事業展開上、リスク要因となり得る主な事項を記載しております。また、当社は、当社でコントロールできない外部要因や、事業上のリスクとして具体化する可能性が必ずしも高くはないとみられる事項を含め、投資家の投資判断上重要と考えられる事項については積極的に開示することとしております。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生時の対応に努力する方針であります。当社の経営状況及び将来の事業についての判断は、以下の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、現時点において当社が判断したものであります。

### ① 事業環境に係るリスクについて

#### (a) ウェディング市場について

ウェディング市場の動向は、当社のビジネスに重要な影響を与えます。日本における婚姻件数は年々減少傾向にあり（出典：厚生労働省「人口動態統計」）、また、結婚式に対する考え方は多様化してきております。当社は多様化する花嫁・花婿の結婚式に対するニーズに沿ったサービスを開発して提供してまいりますが、今後、日本における婚姻件数が大幅に減少してウェディング市場が縮小した場合には、当社の事業に大きな影響を与える可能性があります。

#### (b) インターネット事業の普及について

当社は、インターネット関連事業を主たる事業対象としているため、インターネット及び関連サービスの更なる発展が事業の成長を図る上で重要であると考えております。インターネットの普及、インターネットシーンの多様化、利用可能な端末の増加等は今後も継続していくと考えております。しかしながら、インターネットの普及に伴う個人情報漏洩、改ざん、不正使用等や、社会道徳又は公序良俗に反する行為等への対応としての新たな法的規制導入や、その他予期せぬ要因によって、インターネット及び関連サービス等の発展が阻害されるような状況が生じた場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### (c) 消費者の購買プロセスについて

インターネットの普及により、消費者がモノやサービスを購入する際のプロセスにおいて、インターネットで検索して調べる、同一商品を販売サイト間で比較する、他の人の口コミを参考に検討する、満足度・使用感をネットで発信する、といったプロセスが従来よりも行われるようになっております。

当社は主にウェディングに関連する口コミサイトを運営しておりますが、今後技術の発展や代替サービスの登場により消費者のモノやサービスの購買プロセスが大きく変化した場合、当社の事業に大きな影響を与える可能性があります。

#### (d) 競合について

ウェディングに係る情報を提供するサービスは多くあり、従来は紙媒体が中心でしたが、インターネットの普及に伴い、ウェブ中心になってきました。一方で、ウェディング情報以外の比較サイトや口コミサイトの運営に一定のノウハウを持ち、既に一定規模のユーザーを持つ媒体が、ユーザーのライフステージの変化に合わせてブライダル情報の提供を始めるケースもあります。

こういった競争環境の中で、将来的にユーザーやクライアントの獲得競争や価格競争の激化を通じて当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

そのようなリスクに対して、当社は、ユーザーファーストを徹底し、花嫁・花婿にとって有意義な情報提供を行い、同時にニーズが多様化する花嫁・花婿を取り込み結婚式場との接点を増やす等、競争力の維持・向上を図っておりますが、競合他社との差別化による優位性が十分に確立できない結果となる場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### ② 事業内容に関するリスクについて

#### (a) 特定のサイトへの依存について

当社は、みんなのウェディング事業において結婚式場選びの口コミサイトを運営しており、平成27年9月期における売上高（1,888,760千円）に占めるみんなのウェディング事業に係る売上高比率は93.6%（1,767,099千円）であり、収入への依存が高い状況にあります。今後、予期せぬ事象の発生等によりユーザー数や有料掲載結婚式場数が減少したり、サイト運営が困難となった場合、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は常にユーザーファーストの考えに基づいた商品内容、サイト構成、システム構築を心掛けて改良を加えておりますが、何らかの理由により花嫁・花婿の支持を得られなくなったり、結婚式場に対して付加価値を提供できなくなったり、当社が行った改良がユーザーやクライアントに受け入れられないものであった場合、ユーザーやクライアントが減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (b) サイト内の書き込みについて

当社は、当社が運営するサイトにおいて、花嫁・花婿等が結婚式場や結婚式に対する個人の評価や実際の費用明細等を自由に発信できる「口コミ掲示板」や「レビュー」を提供し、花嫁・花婿にとって有意義な情報を提供しております。

「口コミ掲示板」「レビュー」には好意的な内容だけでなく、結婚式場に対して改善を要望する内容についても書き込みが行われます。当社では、サイト内の情報に関して責任を負わない旨を明示するとともに、事実でない情報や誹謗中傷等当社が定める会員規約や投稿ガイドラインに照らして不適当と判断した場合にはその内容を、事前あるいは事後に、削除しております。

しかしながら、不適当な書き込みを当社が発見できなかった場合、あるいは発見が遅れた場合、当社の運営するサイトに対するユーザーの支持が下がり、サイト運営者としての当社の信用が低下し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(c) 新規事業について

当社は、多様化する花嫁・花婿のニーズに応え、また、それらと結婚式場の接点を向上させることはもちろんのこと、経営理念としての「みんなの『大切な日』をふやす」を目的として、常に新しいサービスを提供することを検討し、実施しております。新規事業の展開においては、当社において事業開発及びシステム開発を行う必要があります。その際、新規事業の蓋然性を十分検討した上で開発を行っていきませんが、当該開発が何らかの影響で想定以上の工数を要した場合や、ユーザーやクライアントの獲得に結びつかなかった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、新規事業を展開する中で、必要に応じて他社との業務提携等を検討し、実行してまいります。想定していた効果が業務提携等から得られなかった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(d) システムやインターネット接続環境の不具合

当社は、主にインターネットを通してウェディング関連情報を提供しており、当社のシステムやインターネット接続環境の安定的稼働は当社が事業を行っていく上で大前提であります。当社は、サーバーが不測の事態によって停止し、または蓄積されたデータが失われることにより当社の事業遂行に影響が出ないように、データをクラウド上に保存してリスク回避を行っております。また、外部からの不正なアクセスが出来ないように、一定のセキュリティを確保しております。

しかしながら、自然災害や事故、ユーザー数やトラフィックの急増、ソフトウェアの不具合、ネットワーク経由の不正アクセスやコンピュータウイルスの感染等の予期せぬ事態が発生した場合、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

(e) インターネット業界における技術革新や顧客ニーズのスピードに対応できないリスク

インターネット業界においては、急速な技術変化と水準向上が進んでおり、これに合わせるようにユーザーのニーズも著しく変化しております。現在、当社ではこれらに対応すべく、サイト機能のサービス拡充に努めております。しかしながら、今後、一定のスキルを有した技術者の確保が想定通りに進まない、もしくはユーザーのニーズの把握が困難となり、十分な機能拡充が提供できない場合、ユーザーに対する訴求力が弱まり、媒体としての価値が低下することにより、当社の事業に影響を与える可能性があります。

(f) サイト機能の拡充及びシステム投資について

当社では、ユーザーのニーズに沿ったサービスの拡充や、IT技術の進展に伴う新たな機能の追加を継続して行い、サイトの活性化及びユーザビリティの強化を図っております。しかしながら、それらの施策が当社の想定どおりに進捗しない、また、システム投資及びそれに付随する人件費等経費の増加が想定以上に必要となった場合、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(g) 個人情報流出のリスク

当社は、インターネット事業を通して各種の個人情報を保有しております。当社では、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉えております。個人情報保護規程及び情報セキュリティ基本規程を制定し、個人情報を厳格に管理するとともに、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、個人情報の保護に関する法律及び関連法令並びに当社に適用される関連ガイドラインの遵守に努めるとともに、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。しかしながら、外部からの不正アクセスや社内管理体制の瑕疵等により個人情報が外部に流出した場合、当社への損害賠償請求や社会的信用の失墜により、事業に影響を及ぼす可能性があります。

### ③ 組織体制について

#### (a) 内部管理体制

当社は、当社の事業展開や成長を支えるためにも今後も内部管理体制の一層の充実を図っていく予定であります。今後、事業規模の拡大に合わせ、内部管理体制も充実・強化させていく方針であります。事業の拡大及び人員の増加に適時適切に組織的な対応ができなかった場合、事業展開に影響が出るなどして、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (b) 人材確保と育成について

当社は現在ウェディングに関する情報を提供する事業を展開しており、競争力のあるサービスを提供していくためには、ユーザー価値を実現することに忠実で優秀な人材の確保と育成が不可欠と考えております。そのため、当社は事業展開の計画に合わせて優秀な人材の採用及び社員の教育を行っていく方針ですが、当社の求める人材を計画に合わせて確保できない場合、事業推進に影響を及ぼす可能性があります。

### ④ 事業に係る法的規制等について

#### (a) 法的規制について

当社はウェディングに関連した情報を提供しておりますが、当該サービスの運営において個人のユーザーから個人情報を預かっているため、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。また、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」におけるアクセス管理者の立場から不正アクセス行為に対する必要な防御の措置を取る必要があります。当社のサービスは個人のユーザーからの口コミ投稿を前提としているため、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」に基づく一定の対応が要求されています。また、広告宣伝メールの送信に対して「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」の適用を受けます。当社はシステム開発やコンテンツ制作の一部を外注する場合があります、「下請代金支払遅延等防止法」の対応が求められます。

当社は上記を含む各種法的規制などに関して、法律を遵守するよう、社員教育を行うとともにそれらの遵守体制を構築して、法令遵守体制を整備・強化しておりますが、今後これらの法令の改正や、当社の行う事業が規制の対象となった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (b) 知的財産権に係る方針について

当社は、今後展開を検討しているサービスを含めて、それらの商標、ロゴについては原則的に全て商標権の取得を目指す方針であります。当社が保有するそれら知的財産の保護について、侵害されているおそれが生じた場合、顧問弁護士や特許事務所等と連携し、必要な措置を講じてまいります。また、商標権等の知的財産権を取得する場合は、その検討段階において、十分な検証を行い、他社の知的財産権を侵害しないよう慎重に対応してまいります。

しかしながら、当社のサービスを表す商標等を他社が取得した場合、訴訟へと進展することも考えられ、その場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、今後、当社のビジネスモデルに関連する分野で他社が実用新案もしくは特許等を取得した場合、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

#### (c) 訴訟について

当社は、当社の運営するサイト上で、ユーザーが結婚式に対する評価を自由に発信できる「口コミ掲示板」や「レビュー」を提供しております。当社はサイト内の情報に関して責任を負わない旨を明示し、また書き込まれた内容が事実ではない情報や誹謗中傷等当社が定める会員規約や投稿ガイドラインに照らして不適当と判断した場合にはその内容を削除しております。

当社は、ユーザーファーストのもと事業を展開しておりますが、その結果、掲載結婚式場にとって、必ずしも好意的でない情報が書き込まれる場合もあります。現在のところ訴訟に至るケースはありませんが、訴訟となった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### ⑤ 事業の拡大・展開に関するリスク

#### (a) サービス領域の拡大について

当社は「みんなの『大切な日』をふやす」を経営理念としております。既存事業につきましても、花嫁・花婿の本当に役に立つ結婚式場の口コミサイトを開発、運営していくことで、ユーザーやクライアントに対して、ニーズに合ったサービスを深掘りまた広げて展開していきます。このようにサービスを展開する場合、予めその蓋然性を十分に調査・検討し、実行してまいります。サービスを展開していくに当たって、先行投資を必要とする場合があるほか、そのサービス固有のリスクが加わる場合があります。このリスクは、新規領域に新たなサービスを提供していく場合にはさらに大きなものになります。

そのため、想定していた成果を挙げることができない、あるいは、サービスの停止や撤退をすることになった場合、当該事業用資産の処分や償却を行うことにより損失が発生することがあり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ その他のリスクについて

(a) 社歴が浅いことについて

当社は平成22年10月に設立しており、社歴の浅い会社であります。そのため、財政状態及び経営成績を比較するための継続的な情報提供が困難な状況となっております。当社はIR活動などを通して当社の経営状態を積極的に開示してまいります。経営成績などの比較には時間の経過が不可欠であり、現時点において今後、当社が成長を続けることができるか等を予測する客観的な判断材料として過年度の経営成績だけでは不十分な面があると考えられます。

(b) 配当政策について

当社は設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元は当然に行うべき経営課題であると認識しており、事業基盤の整備状況、今後の事業展開、業績や財政状態などを総合的に勘案したうえで、配当を検討していきたいと考えております。

しかし、既存事業領域はもちろんのこと、更にその周辺領域においても魅力的な事業機会が存在する、または新たに発見できると考えており、当面は更なる成長に向けたサービスの拡充、組織の構築等に投資を行うことが株主価値の最大化に資すると考え、事業の成長基盤が整うまでの間、その原資となる内部留保の充実を基本方針とさせていただく考えであります。

(c) 資金使途について

当社が実施した公募増資による調達資金の使途については、当社の展開するサービスの広告宣伝費、販売促進費、クライアントにロコミ分析機能等を提供するための支払手数料及び採用教育費等に充てるとともに、戦略的な事業規模拡大の資金等に充当する予定であります。しかしながら、急速に変化する経営環境に柔軟に対応していくため、最適な分野へ資金を投じる等資金調達時点の計画以外の使途とする可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用したとしても、想定通りの投資効果を得られない可能性もあります。

(d) ベンチャーキャピタル等の持株比率について

当事業年度末現在における当社の発行済株式総数は7,626,300株であり、そのうちベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、「ベンチャーキャピタル等」という。）が保有する株式数は1,258,400株、保有比率は16.5%（議決権比率ベース）であります。一般的にベンチャーキャピタル等の保有目的は、当該株式の新規株式公開以降において当該株式を売却し、キャピタルゲインを得ることにあります。よって、当社の株主であるベンチャーキャピタル等は保有する当社株式の全部又は一部を売却することが想定され、その場合、当社株式の需給バランスが短期的に損なわれ、株価の形成に影響を及ぼす可能性があります。

(e) ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社は、役職員の業績向上に対する意欲や士気を高めるため、ストック・オプションを付与しております。現在付与されている、あるいは今後付与されるストック・オプションが行使された場合、新株式が発行され、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載のうち将来性に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、必要と思われる見積りは合理的な基準に基づいて実施しております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

### (2) 財政状態の分析

#### (資産)

当事業年度末における総資産は3,354,320千円となり、前事業年度末に比べ173,779千円減少いたしました。これは主に、「株式給付信託（J-E S O P）」の設定に伴う資産管理サービス信託銀行株式会社への拠出による現金及び預金の減少によるものであります。

#### (負債)

当事業年度末における負債合計は279,968千円となり、前事業年度末に比べ89,938千円減少いたしました。これは主に、利益が減少したことによる当事業年度末の未払法人税等の減少があったことによるものであります。

#### (純資産)

当事業年度末における純資産合計は3,074,351千円となり、前事業年度末に比べ83,840千円減少いたしました。これは主に、「株式給付信託（J-E S O P）」にかかる資産管理サービス信託銀行株式会社が所有する当社株式を自己株式として処理していることによる自己株式の増加があったことによるものであります。

### (3) 経営成績の分析

#### (売上高)

当事業年度の売上高は1,888,760千円となり、前事業年度に比べ384,566千円増加いたしました。これは主に、月額掲載料のベース価格を引き上げた商品の販売・転換を促進したこと等によるものであります。

#### (売上総利益)

当事業年度の売上原価は407,255千円となり、前事業年度に比べ68,036千円増加いたしました。これは主に、その他事業の「Brideal（ブライディール）」における結婚式施行件数の増加に伴い外注加工費が増加したこと等によるものであります。

この結果、売上総利益は1,481,505千円となりました。

#### (営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は1,312,241千円となり、前事業年度に比べ474,585千円増加いたしました。これは主に、人員増加に伴う給料手当の増加や媒体力強化のための広告宣伝費の増加、業容拡大に備えた本社移転に伴う地代家賃の増加等によるものであります。

この結果、営業利益は169,263千円となりました。

#### (経常利益)

当事業年度の営業外収益は2,872千円となり、前事業年度に比べ1,938千円増加しました。営業外費用は発生せず、前事業年度に比べ36,011千円減少しました。これは主に受取利息や雑収入による営業外収益が増加した一方、前事業年度に要した新規上場に伴う費用が発生しなかった等によるものであります。

この結果、経常利益は172,136千円となりました。

#### (当期純利益)

当事業年度の法人税、住民税及び事業税（法人税等調整額を含む）は68,748千円となり、これらの結果、当期純利益は115,524千円となりました。



(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況とその要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュフローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、組織体制、法的規制等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があるとして認識しております。

そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社が今後の業容を拡大し、より良いサービスを継続的に展開していくためには、経営者は、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載の様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は、常に外部環境の構造やその変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

(7) 経営戦略の現状と見通し

当社は「みんなの『大切な日』をふやす」を経営理念として掲げ、結婚式場選びのロコミサイト「みんなのウェディング」等のインターネットメディアと、リアル店舗での「みんなのウェディング相談デスク」を展開し、相互連携を図りながら、これから結婚式を行う花嫁・花婿に対して、花嫁・花婿の立場に立ったユーザーファーストなサービスを提供しております。

結婚式に対する考え方は多様化してきており、必ずしも全ての花嫁・花婿が理想とする結婚式を挙げられていない状況がある中、当社が果たす役割は大きく、多様化しているニーズに対応した当社事業の成長余力はまだまだ大きいものと考えております。

特に、ユーザーにとっての紙媒体と比較したモバイルインターネットメディアの重要性は高まっております。また、花嫁・花婿の間で好まれる結婚式のスタイルは常に変化しており、その変化における事業機会の増加は著しく大きなものとなる可能性を秘めております。

このような状況の下、当社は、ユーザーファーストを徹底して花嫁・花婿の立場に立った利便性の高いサイト作りを行うことにより、ユーザーやクライアントに付加価値を提供して支持を獲得し、更なる成長と規模の拡大を図ることを目指してまいります。

当社のサービスは、結婚式を挙げようとする花嫁・花婿の悩みを解消することに社会的な存在価値があり、花嫁・花婿が結婚式場を比較検討する際に支持されるようなサイトである必要があると考えます。そのため、ユーザーファーストを徹底することにより、花嫁・花婿の立場に立って利便性の高いサイト作りを行ってまいります。

また、対面で結婚式場の紹介を行う「みんなのウェディング相談デスク」で受けた花嫁・花婿からの相談を「みんなのウェディング」等のサイト運営や結婚式場向け商品開発に反映させる等、強化してまいります。

さらに、多様化するニーズに応えるため、既存サービスの充実に加えて、新規サービスや周辺事業への展開を図ることで、当社の収益基盤を強化し、中長期的な成長を実現してまいります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資等の総額は242,072千円であり、その主なものは当社の業容拡大に備えた本社移転と事業運営を行うためのウェブサイト開発及び社内システム導入に係るものであります。

#### 2【主要な設備の状況】

当社においては、主要な設備は、以下のとおりであります。

平成27年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)	
			建物	工具、器 具及び備 品	ソフトウ ェア	ソフトウ ェア仮勘 定		合計
本社 (東京都中央区)	—	本社事務所	142,914	6,791	110,840	4,797	265,344	107 (10)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、契約社員を含んでおります。)であり、従業員数欄の( )外書きは、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員及びアルバイトを含んでおります。)の年間の平均雇用人員(1日7.5時間換算)であります。

3. 上記の他、主要な賃借設備の内容は下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	賃借床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都中央区)	—	本社事務所	1,564.87	129,387

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年12月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,626,300	7,638,300	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	7,626,300	7,638,300	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成27年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第3回新株予約権（平成25年2月14日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年11月30日)
新株予約権の数（個）	79	54
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	237,000（注）5	162,000（注）5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100（注）5	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年12月26日 至 平成34年12月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 100（注）5 資本組入額 50（注）5	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株式の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、直ちに新株予約権を喪失します。

- (1) 新株予約権者が、当社の取締役、監査役又は従業員（パート、アルバイト、契約社員を含む。）でなくなった場合（ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く）。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合。
- (3) 新株予約権者が新株予約権を第三者に対し譲渡、質入れその他の処分をした場合。
- (4) 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合。
- (5) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合。
- (6) 新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨解雇の制裁を受けた場合。

#### 4. 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併による消滅する場合に限りです。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、第3回新株予約権割当契約書に準じて決定します。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
第3回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第3回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第3回新株予約権割当契約書に準じて決定します。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
第3回新株予約権割当契約書に準じて決定します。
5. 当社は、平成25年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の1個につき目的となる株式数は3,000株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

② 第4回新株予約権（平成25年5月15日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年11月30日)
新株予約権の数（個）	5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15,000（注）5	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100（注）5	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年12月26日 至 平成34年12月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 100（注）5 資本組入額 50（注）5	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株式の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、直ちに新株予約権を喪失する。

- (1) 新株予約権者が、当社の取締役、監査役又は従業員（パート、アルバイト、契約社員を含みます。）でなくなった場合（ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く）。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合。
- (3) 新株予約権者が新株予約権を第三者に対し譲渡、質入れその他の処分をした場合。
- (4) 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合。
- (5) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合。
- (6) 新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨解雇の制裁を受けた場合。

#### 4. 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併による消滅する場合に限り、）吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、第4回新株予約権割当契約書に準じて決定します。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
第4回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第4回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第4回新株予約権割当契約書に準じて決定します。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
第4回新株予約権割当契約書に準じて決定します。
5. 当社は、平成25年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の1個につき目的となる株式数は3,000株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

③ 第5回新株予約権（平成25年9月25日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年11月30日)
新株予約権の数（個）	43	39
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	129,000（注）5	117,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	300（注）5	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年9月26日 至 平成35年9月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 300（注）5 資本組入額 150（注）5	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株式の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、直ちに新株予約権を喪失します。

- (1) 新株予約権者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合（ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く）。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合。
- (3) 新株予約権者が新株予約権を第三者に対し譲渡、質入れその他の処分をした場合。
- (4) 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合。
- (5) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合。
- (6) 新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨解雇の制裁を受けた場合。



#### 4. 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併による消滅する場合に限りです。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、第5回新株予約権割当契約書に準じて決定します。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
第5回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第5回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第5回新株予約権割当契約書に準じて決定します。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
第5回新株予約権割当契約書に準じて決定します。
5. 当社は、平成25年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の1個につき目的となる株式数は3,000株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備 金増減額 (千円)	資本準備 金残高 (千円)
平成22年10月1日 (注) 1	普通株式 383	普通株式 383	20,000	20,000	7,677	7,677
平成22年10月8日 (注) 2	普通株式 100	普通株式 483	5,000	25,000	5,000	12,677
平成22年10月29日 (注) 3	A種優先株式 1,445	普通株式 483 A種優先株式 1,445	86,700	111,700	86,700	99,377
平成24年12月18日 (注) 4	普通株式 585	普通株式 1,068 A種優先株式 1,445	—	111,700	—	99,377
平成24年12月26日 (注) 5	A種優先株式 △585	普通株式 1,068 A種優先株式 860	—	111,700	—	99,377
平成25年4月10日 (注) 6	普通株式 80	普通株式 1,148 A種優先株式 860	—	111,700	—	99,377
平成25年4月11日 (注) 7	普通株式 10	普通株式 1,158 A種優先株式 860	—	111,700	—	99,377
平成25年4月30日 (注) 8	A種優先株式 △90	普通株式 1,158 A種優先株式 770	—	111,700	—	99,377
平成25年7月31日 (注) 9	普通株式 234	普通株式 1,392 A種優先株式 770	12,040	123,740	12,040	111,417
平成25年11月15日 (注) 10	普通株式 770	普通株式 2,162 A種優先株式 770	—	123,740	—	111,417
平成25年11月15日 (注) 11	A種優先株式 △770	普通株式 2,162	—	123,740	—	111,417
平成25年11月19日 (注) 12	普通株式 6,483,838	普通株式 6,486,000	—	123,740	—	111,417
平成26年3月24日 (注) 13	普通株式 850,000	普通株式 7,336,000	1,094,800	1,218,540	1,094,800	1,206,217
平成26年4月22日 (注) 14	普通株式 167,300	普通株式 7,503,300	215,482	1,434,022	215,482	1,421,699
平成25年10月1日～ 平成26年9月30日 (注) 15	普通株式 114,000	普通株式 7,617,300	2,280	1,436,302	2,280	1,423,979
平成26年10月1日～ 平成27年9月30日 (注) 16	普通株式 9,000	普通株式 7,626,300	180	1,436,482	180	1,424,159

(注) 1. 会社分割による設立であります。

## 2. 有償第三者割当

発行価格 100,000円

資本組入額 50,000円

割当先 飯尾慶介(元 当社代表取締役社長兼CEO) 100株

## 3. 有償第三者割当

A種優先株式発行価格 120,000円

資本組入額 60,000円

割当先 Globis Fund III, L.P. 999株

Globis Fund III(B), L.P. 281株

コピーブル投資事業有限責任組合 165株

## 4. 平成24年12月18日に、A種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付致しました。

## 5. 平成24年12月26日付取締役会決議により、同日付で自己株式として保有するA種優先株式を全て消却致しました。

## 6. 平成25年4月10日に、A種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付致しました。

7. 平成25年4月11日に、A種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付致しました。
8. 平成25年4月11日付取締役会決議により、平成25年4月30日付で自己株式として保有するA種優先株式を全て消却致しました。
9. 新株予約権の権利行使による増加であります。
10. 平成25年11月15日に、A種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付致しました。
11. 平成25年11月15日付取締役会決議により、同日付で自己株式として保有するA種優先株式を全て消却致しました。
12. 平成25年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っております。
13. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
 

発行価格	2,800円
発行価額	2,576円
資本組入額	1,288円
払込金総額	2,189,600千円
14. 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）
 

発行価格	2,576円
資本組入額	1,288円
割当先	野村證券株式会社
15. 新株予約権の行使による増加であります。
16. 新株予約権の行使による増加であります。
17. 平成27年10月1日からこの有価証券報告書提出日の前月末現在までの新株予約権の行使により、発行済株式総数が12,000株、資本金が1,800千円、資本準備金が1,800千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成27年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							計	単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	6	15	25	18	3	1,379	1,446	—
所有株式数（単元）	—	5,214	1,407	25,161	9,385	32	35,058	76,257	600
所有株式数の割合（%）	—	6.84	1.85	33.00	12.31	0.04	45.97	100	—

(注) 金融機関の欄には、「株式給付信託（J-E S O P）」にかかる資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式163,100株が含まれております。なお、当該株式は財務諸表において自己株式として処理しております。

## (7) 【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
クックパッド株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	2,047,000	26.84
穂田 誉輝	東京都港区	1,000,000	13.11
飯尾 慶介	千葉県船橋市	600,500	7.87
Y J 1号投資事業組合	東京都港区赤坂九丁目7番1号	599,400	7.85
Globis Fund III, L.P. (常任代理人 SMBC日興証券株 式会社)	PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands (東京都千代田区丸の内三丁目3番1号)	514,976	6.75
株式会社ディー・エヌ・エー	東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号	417,200	5.47
石渡 進介	東京都港区	240,000	3.14
資産管理サービス信託銀行株式 会社(信託E口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	163,100	2.13
Globis Fund III(B), L.P. (常任代理人 SMBC日興証券株 式会社)	PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands (東京都千代田区丸の内三丁目3番1号)	144,024	1.88
中村 義之	東京都中央区	140,000	1.83
計	—	5,866,200	76.92

- (注) 1. 前事業年度末において主要株主であった Globis Fund III, L.P.、株式会社ディー・エヌ・エー及び飯尾慶介氏は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。
2. 前事業年度末において主要株主でなかったクックパッド株式会社は、当事業年度末現在では主要株主になっております。
3. 「株式給付信託(J-E S O P)」にかかる資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式163,100株は、財務諸表において自己株式として処理しております。

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 7,625,700	76,257	—
単元未満株式	普通株式 600	—	—
発行済株式総数	7,626,300	—	—
総株主の議決権	—	76,257	—

## ② 【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

- (注) 1. 当事業年度末日の自己株式数は0株であります。なお、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) (以下、「株式給付信託口」という。) が所有する当社株式163,100株は、自己株式等には含めておりません。
2. 「第5 経理の状況」以下の自己株式数は自己株式163,100株で表示しております。これは株式給付信託口が所有する当社株式163,100株を自己株式として処理しているためです。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

① 第3回新株予約権（平成25年2月14日取締役会決議）

決議年月日	平成25年2月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役2、当社従業員3（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退職等による権利の喪失、異動に伴う役職の変更により、提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員3名であります。

② 第4回新株予約権（平成25年5月15日取締役会決議）

決議年月日	平成25年5月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役2、当社従業員1（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退職等による権利の喪失、異動に伴う役職の変更により、提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名であります。

③ 第5回新株予約権（平成25年9月25日取締役会決議）

決議年月日	平成25年9月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 異動に伴う役職の変更により、提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名であります。

④ 第1回有償新株予約権（平成27年11月13日取締役会決議）

決議年月日	平成27年11月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役4、当社従業員90
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	435,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,374
新株予約権の行使期間	自 平成29年1月1日 至 平成32年12月31日
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1. 新株予約権者は、平成28年9月期、平成29年9月期または平成30年9月期の有価証券報告書に記載される損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書から算出するEBITDA（損益計算書に記載される営業利益にキャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加算したもの。）が10億円以上となった場合、新株予約権を行使することができます。

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、直ちに新株予約権を喪失します。

- (1) 平成30年9月期の有価証券報告書が提出されたときに上記に掲げる行使条件が充たされなかった場合。
- (2) 新株予約権者が、当社または当社の親会社、子会社、関連会社若しくはその他の関係会社の取締役または従業員の地位を喪失した場合（ただし、任期満了による退任、定年による退職、会社命令による出向・転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない）。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合（ただし、取締役会が当該新株予約権者の相続人による当該新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではない）。
- (4) 新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨解雇の処分を受けた場合。
- (5) 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合。
- (6) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合。

2. 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併による消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）を行わない場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。

ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、第1回償新株予約権割当契約書に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、第1回償新株予約権割当契約書に準じて決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
第1回償新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第1回償新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第1回償新株予約権割当契約書に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項  
第1回償新株予約権割当契約書に準じて決定します。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

当社は、平成26年9月12日付取締役会決議に基づき、当社の株価及び業績向上と従業員等の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員等の意欲や士気を高めるため、従業員等に当社の株式を給付し、その価値を処遇に反映するインセンティブプランとして「株式給付信託（J-E S O P）」（以下、「本制度」といいます。）を平成26年12月に設定しております。

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対して当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員等に対してポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得した時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものといたします。

なお、従業員等に対して給付する株式として資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式を、当該信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、199,724千円、163,100株であります。



## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 1. 当事業年度末日の自己株式数は0株であります。なお、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下、「株式給付信託口」という。)が所有する当社株式163,100株は、自己株式等には含めておりません。

2. 「第5 経理の状況」以下の自己株式数は自己株式163,100株で表示しております。これは株式給付信託口が所有する当社株式163,100株を自己株式として処理しているためです。

## 3【配当政策】

当社は、企業価値を継続的に拡大し、将来の事業展開と経営基盤の強化に備え企業体質の強化を図るための内部留保資金を確保しつつ、株主価値の向上として株主への配当を行うこと、これを大きくしていくことを基本方針としております。また、中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は期末配当の年1回を基本方針としております。配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、既存サービスの拡充に加え、ウェディング市場における新規サービスを展開し、更にその周辺領域においても魅力的な事業機会が存在する、または新たに発見できると考えております。したがって、更なる成長へ向けたサービスの拡充や、組織の構築等に投資を行うことを優先していくことが株主価値の最大化に資すると考え、現在、剰余金の配当を実施しておりません。事業の成長基盤が整うまでの間、その原資となる内部留保の充実を基本方針とさせていただく考えであります。

今後は、事業基盤の整備状況、事業展開、業績や財政状態等を総合的に勘案したうえで、配当を行うこと、配当金額を大きくしていくことを検討していきたいと考えております。

内部留保資金につきましては、ユーザーファーストのサービスを展開していくためのサービス開発、システム投資及び組織体制整備等の財源として、中長期的には安定して継続的にサービス提供するための事業基盤の整備並びに新たな成長分野への投資等の財源として利用していく予定であります。

#### 4【株価の推移】

##### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月
最高(円)	—	—	—	3,675	1,580
最低(円)	—	—	—	1,200	770

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。  
なお、平成26年3月25日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

##### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年4月	平成27年5月	平成27年6月	平成27年7月	平成27年8月	平成27年9月
最高(円)	1,326	1,192	1,219	1,289	1,348	1,575
最低(円)	816	924	1,006	1,096	1,080	1,345

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員の状況】

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長兼CEO	石渡 進介	昭和44年8月30日生	平成10年4月 牛島法律事務所(現 牛島総合法律事務所)入所 平成12年4月 上杉法律事務所(現 桜田通り法律事務所)入所 平成13年1月 Field-R法律事務所設立 平成19年10月 クックパッド株式会社取締役 平成20年8月 ヴェアス・コ・ダ・ガマ法律会計事務所設立 パートナー弁護士(現任) 平成22年7月 株式会社コロプラ取締役(現任) 平成23年3月 クックパッド株式会社執行役 平成27年3月 同社執行役員(現任) 平成27年5月 当社入社(出向) 平成27年7月 当社代表取締役社長兼CEO(現任)	(注)3	240,000
取締役	CFO	百鬼 弘	昭和32年3月6日生	昭和54年4月 株式会社中外入社 平成2年1月 三菱信託銀行株式会社(現 三菱UFJ信託銀行株式会社)入行 平成12年7月 株式会社バルス入社 平成12年9月 同社常務取締役 平成14年2月 同社専務取締役 平成19年6月 同社取締役副社長 平成24年1月 クックパッド株式会社執行役 平成27年6月 当社入社 平成27年7月 当社取締役兼CFO(現任)	(注)3	—
取締役	サービス開発本部長	間瀬 紀彦	昭和50年12月1日生	平成10年4月 YKK AP株式会社入社 平成17年12月 株式会社エムアウト入社 平成20年9月 株式会社メディバス代表取締役 平成21年12月 クックパッド株式会社入社 平成26年5月 同社執行役員 平成27年5月 当社入社(出向) 平成27年6月 当社サービス開発本部長(現任) 平成27年7月 当社取締役(現任)	(注)3	60,000
取締役	—	有川 久志	昭和43年6月12日生	平成5年4月 株式会社電通入社 平成27年8月 クックパッド株式会社入社 執行役員(現任) 平成27年8月 当社取締役(現任)	(注)3	4,500
取締役	会長	穂田 誉輝	昭和44年4月29日生	平成5年4月 株式会社日本合同ファイナンス(現株式会社ジャフコ)入社 平成8年4月 株式会社ジャック(現株式会社カーチスホールディングス)入社 平成11年9月 株式会社アイシービー代表取締役 平成12年5月 株式会社カカコム取締役 平成13年12月 同社代表取締役社長 平成18年6月 同社取締役相談役 平成19年7月 クックパッド株式会社取締役(現任) 平成24年5月 同社代表執行役(現任) 平成27年7月 当社取締役会長(現任)	(注)3	1,000,000
取締役	—	岩田 彰一郎	昭和25年8月14日生	昭和48年3月 ライオン油脂株式会社(現ライオン株式会社)入社 昭和61年3月 プラス株式会社入社 平成9年3月 アスクル株式会社代表取締役社長(現任) 平成12年5月 同社CEO(現任) 平成14年11月 ASKUL e-Pro Service 株式会社(現ソロエル株式会社)取締役 平成18年6月 株式会社資生堂社外取締役(現任) 平成22年11月 株式会社アルファパーチェス社外取締役(現任) 平成24年7月 ソロエル株式会社取締役会長(現任) 平成27年7月 当社社外取締役(現任)	(注)3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	澤田 静華	昭和46年2月11日生	平成9年10月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所 平成13年4月 公認会計士登録 平成16年1月 澤田静華公認会計士事務所開業（現任） 平成18年7月 株式会社サンブリッジ監査役 平成23年7月 税理士登録 平成24年3月 株式会社クロス・マーケティング監査役 平成24年12月 当社監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	—	山田 啓之	昭和39年10月20日生	平成8年8月 山田啓之税理士事務所設立 代表（現任） 平成12年11月 エイジックス株式会社設立 代表取締役（現任） 平成13年1月 A Z X総合会計事務所設立 代表（現任） 平成16年9月 クックパッド株式会社社外監査役 平成19年7月 同社社外取締役（現任） 平成22年3月 株式会社トリプレットゲート（現 株式会社ワイヤレスゲート）社外監査役（現任） 平成27年7月 当社監査役（現任）	(注) 5	—
監査役	—	飯田 耕一郎	昭和46年10月15日生	平成8年4月 弁護士登録 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所（現任） 平成17年6月 米国カリフォルニア州弁護士登録 平成23年12月 株式会社コロブラ社外監査役（現任） 平成27年7月 当社監査役就任（現任）	(注) 5	—
計						1,304,500

- (注) 1. 取締役岩田彰一郎は、社外取締役であります。
2. 監査役澤田静華及び飯田耕一郎は、社外監査役であります。
3. 平成27年12月21日開催の第5回定時株主総会の決議を受け平成27年12月21日に就任し、その任期は平成28年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成25年11月15日開催の臨時株主総会の決議を受け平成25年11月19日に就任し、その任期は平成29年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成27年7月17日開催の臨時株主総会の決議を受け平成27年7月17日に就任し、その任期は平成29年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、設立が平成22年10月1日とまだ社歴が浅く、成長途上の会社です。そのような中、オペレーションの効率性の向上、経営の規模の拡大と組織文化の構築を両立させ、同時に企業価値の持続的な増大を図るため、コーポレート・ガバナンスの体制強化、充実に努めております。

#### ② 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は株主総会、取締役会、監査役会、経営会議、内部統制室といった機関を有機的かつ適切に機能させ、企業として会社法をはじめとした各種関連法令に則り、適法に運営を行っております。また、取締役の報酬を決定するための取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置しております。コンプライアンス違反やリスク発生の防止や対応をするためコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。

#### (a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役1名）で構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令または定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

#### (b) 監査役及び監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成されており、そのうち2名が社外監査役であります。毎月開催される監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は取締役会への出席、重要な書類の閲覧等を通じて、経営全般に関して幅広く監査を行っております。各監査役は、監査役会が定めた業務分担に従い、独立した立場から取締役の業務執行状況を監査し、また、監査役会にて情報を共有し実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

#### (c) 経営会議

当社の経営会議は、常勤取締役4名から構成されております。毎週開催される経営会議に加え、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議では、取締役から授権された範囲内で経営の重要事項の意思決定及び業務執行を推進しております。なお、経営会議決議事項については、取締役会において報告を行っております。

#### (d) 会計監査人

当社は、平成27年12月21日開催の第5回定時株主総会において会計監査人の変更を行い、有限責任 あずさ監査法人与監査契約を締結しております。

#### (e) 内部監査

当社の内部監査は代表取締役社長から任命された内部監査担当者による内部統制室が行っております。内部統制室は内部監査規程及び内部監査計画に基づき、各部門の業務活動が、社内規程やコンプライアンスに則り適正かつ効率的に行われているか監査を行っております。監査の結果は代表取締役社長に直接報告されると同時に被監査部門に通知され、後日改善状況の確認が行われております。

#### (f) 報酬委員会

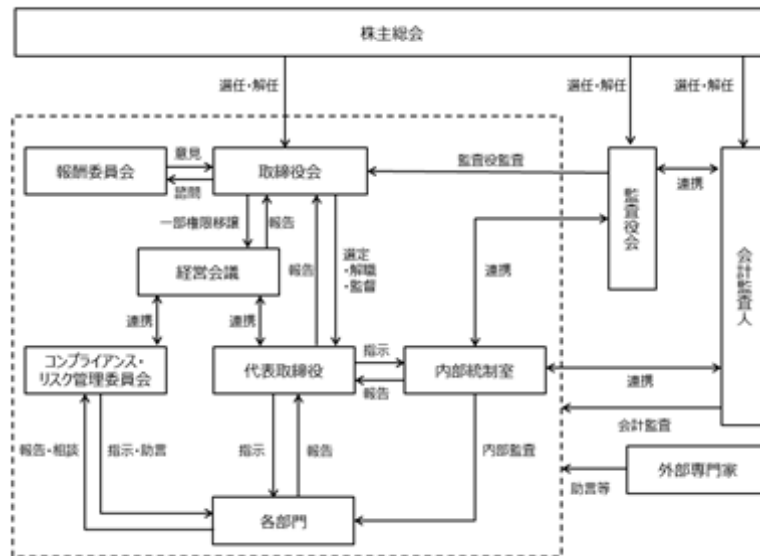
当社の各取締役の報酬額決定のプロセスの透明化を図り、平成27年11月、報酬委員会を設置いたしました。当社の報酬委員会は、代表取締役、社外取締役及び社外監査役で構成され、1年に1回以上開催することとしております。報酬委員会は取締役会の諮問機関であり、取締役会は報酬委員会の意見を得て、各取締役の報酬を決定しております。

#### (g) コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、企業倫理ならびに法令遵守意識を全社員に徹底させ、また、事業活動の過程で発生するあらゆるリスクを予防・軽減するための活動に取り組んでおります。同委員会は、常勤取締役と部門長で構成され、コンプライアンス違反やリスク発生を未然に防止するとともに、それらが発生した場合に対応しております。また、その結果を取締役に報告しております。

③ 会社の機関・内部統制の関係

当社の会社の機関・内部統制システムの体制を図示すると、次のとおりであります。



④ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」（平成27年10月1日改定）を定めており、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- (a) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社の取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
  - b. 当社は、コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を定期的に開催し、当社及び子会社における各部門のコンプライアンス上の課題を継続的に検討し、法令等及び社会規範遵守に対する意識の定着と運用の徹底を図る。
  - c. 当社は、代表取締役直轄の内部統制室にて、当社及び子会社における各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、その評価を代表取締役に報告する。
  - d. 当社は、当社及び子会社における法令違反その他法令上疑義のある行為等については、当社及び子会社における社内報告体制として内部通報制度を構築し、「内部通報規程」に従って適切に対応する。
- (b) 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
  - b. 必要に応じ、取締役、監査役及び監査法人等はこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- (c) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
  - a. 当社の取締役会は「コンプライアンス・リスク管理規程」を定め、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を定期的に開催し、当社及び子会社が直面する可能性があるリスクを予め識別し管理すると同時に、識別したリスクに対処するための体制を整備し、定期的に見直すものとする。
  - b. リスク情報等についてはコンプライアンス・リスク管理委員会より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、必要に応じて研修の実施、マニュアルの整備等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的な対応はコンプライアンス・リスク管理委員会が行うものとする。
  - c. 当社の取締役会は、当社及び子会社の経営に重大な影響を与える不測の事態の発生に備え、事業継続計画を整備する。
  - d. 不測の事態が発生した場合には、コンプライアンス・リスク管理委員会は、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
  - e. 内部統制室は当社の各部門及び子会社のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告し、取締役会において適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行う。
- (d) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社の取締役会は月に1回、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。また、経営会議を週に1回、又は必要に応じて適時開催し、取締役会の定めた業務執行の基本方針に従い、取締役会から授権された範囲内で経営の重要事項の意思決定及び業務執行を推進する。当社及び子会社の各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案し、実行する。
  - b. 取締役は代表取締役の指示の下、取締役会決議等に基づき自己の職務を執行する。また、当社及び子会社は、適宜会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、経営政策、経営戦略等を進言するものとする。
  - c. 各部門においては、「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を受け、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- (e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 取締役は会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は取締役の職務執行を監査する。
  - b. 当社の監査役及び内部統制室は、当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。
  - c. 当社及び子会社における業務の適正を確保するため、当社に適用する「行動規範」を子会社にも適用する。
  - d. 子会社の経営管理については、コーポレート本部が担当部門としてその任にあたるほか、子会社の経営の管理に関する基本方針及び子会社の管理に関する規程（「関係会社管理規程」）を制定し、これらに基づいて行うものとする。
  - e. 当社は、子会社に、自社の経営管理内容が法令上の問題があると判断する場合には、当社の内部統制室に報告させ、当社の内部統制室は直ちに監査役に報告を行う。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
  - f. 当社の内部統制室は、当社及び子会社の内部監査を実施する。
  - g. コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社及び子会社のコンプライアンス体制の維持・向上を図るとともに、当社及び子会社が直面する可能性があるリスクの管理を行う。
- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役は、監査役の職務を補助する使用人を定め、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
  - b. 監査役を補助する使用人の人事異動は、監査役の承認を事前に得るものとする。
- (g) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- a. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じ文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
  - b. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、当社の監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
  - c. 当社は、当社の監査役への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならないことを当社の規程において明記し、子会社の規程において明記させるとともに、当社及び子会社において周知徹底させる。
- (h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、内部統制室と連携を図り、情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
  - b. 会計監査業務については監査法人に会計監査の説明を受ける等必要な連携を図り、監査役監査の実効性を確保する。
  - c. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合には、随時弁護士等より専門的な立場からの助言を受けるものとする。
  - d. 当社は、監査役が監査を実施することによって生ずる費用を請求した場合は、当該請求に係る費用が監査役の職務の遂行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、これに応じるものとする。
- (i) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- a. 内部統制システムの構築に関する基本方針及び財務報告の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行う。

(j) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- b. コーポレート本部を反社会的勢力対応統括部門と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、反社会的勢力による被害を未然に防止するための体制を構築するとともに、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育・研修を行う。
- c. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容の概要は、同法第423条第1項の責任につき、10万円又は同法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって賠償責任の限度額とするものであります。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑥ 内部監査及び監査役監査

(a) 内部監査の状況

当社の内部監査は代表取締役社長から任命された内部監査担当者による内部統制室が行っております。内部統制室は内部監査規程及び内部監査計画に基づき、各部門の業務活動に関し、社内規程やコンプライアンスに則り、適正かつ効率的に行われているか監査を行っております。監査の結果は代表取締役社長に直接報告されると同時に被監査部門に通知され、後日改善状況の確認が行われております。

(b) 監査役監査

監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役会における意思決定の過程を監査するほか、重要書類の閲覧、内部統制室や各従業員に対するヒアリング等を通じ、監査を行っております。

監査役は監査役会で情報を共有し、また、内部統制室や会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間ミーティングを行う等連携を図り、監査機能の向上を図っております。

(c) 内部統制室、監査役会及び会計監査人の連携

内部統制室と監査役会は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。内部統制室、監査役会及び会計監査人は、会計監査人が開催する監査講評会に出席することによって情報の共有を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、随時、意見交換を行っております。

⑦ 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツに所属する吉村孝郎、淡島國和であります。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他4名であります。

なお、平成27年12月21日開催の第5回定時株主総会において、有限責任 あずさ監査法人に会計監査人の変更を行っております。



⑧ 社外取締役及び社外監査役との関係

(a) 社外取締役

当社の取締役6名のうち、取締役岩田彰一郎は社外取締役であります。取締役岩田彰一郎は企業経営者として経営全般に関する豊富な知識と経験を有しており、当社の経営全般に対する助言を期待できることや、取締役の職務執行の監督強化を図るのに十分な見識及び経験を有していることから、招聘しております。

取締役岩田彰一郎は、アスクル株式会社の代表取締役社長兼CEO、ソロエル株式会社の取締役会長及び株式会社資生堂の社外取締役であります。当社はアスクル株式会社との間で文具事務用品等の購買取引があります。当社とその他の兼職先との間に特別の関係はありません。

(b) 社外監査役

当社の監査役3名のうち監査役澤田静華及び監査役飯田耕一郎の2名は社外監査役であります。監査役澤田静華は、監査法人における経験、情報通信企業における監査役の経験を有しており、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を解決するための助言・提言を期待して、監査役飯田耕一郎は、弁護士としての高度な専門知識に加え、企業法務の実務経験、上場会社での監査役としての経験を有しており、特に法務面において当社の適切な内部統制構築に関する助言・提言を期待してそれぞれ監査役に招聘しております。

監査役飯田耕一郎は、森・濱田松本法律事務所の弁護士であり、株式会社コロプラの社外監査役であります。当社は、森・濱田松本法律事務所所属の同氏以外の弁護士と法律顧問業務等の委託取引があります。当社とその他の兼職先との間に特別の関係はありません。

(c) 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確な定めはありませんが、その選任に際しては、見識や専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査が遂行できることを個別に判断してまいります。

社外取締役及び社外監査役は、取締役会への出席を通じて内部統制の整備・運用状況を確認しております。また、社外監査役は会計監査人や内部統制室と情報交換を実施して内部統制システム全般をモニタリングしております。

⑨ リスク管理体制の整備状況

当社は、業務上発生する可能性がある各種リスクを正確に把握、分析し、適切に対処すべく、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでおります。緊急事態が発生した場合、あるいはその発生が予想される場合は緊急事態対策室が設置され、代表取締役または取締役が室長になり、迅速な対応を行い、緊急事態の拡大を最小限にとどめ、早期に解決することとしております。

また、当社は、相談窓口や内部通報制度を通じ、コンプライアンスに抵触する事態の発生の早期発見、早期解決に取り組んでおります。当社の従業員は、これらを通じてコンプライアンス違反等の重大な事実が生じているか、または生じようとしていることを社内外に設けた窓口相談・通報することができます。相談・通報を受けた担当者は事実関係の把握に努め、適時適切に対応しております。

⑩ 役員報酬等

(a) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員の員数（人）
		基本報酬		
取締役 （社外取締役を除く。）	41,883	41,883		10
監査役 （社外監査役を除く。）	750	750		1
社外役員	21,700	21,700		7

(b) 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(c) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬限度額は、平成25年12月13日開催の第3回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議されております。監査役の報酬限度額は、平成24年12月26日開催の第2回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。また、当社役員報酬規程において、会社の業績が著しく向上した場合には取締役及び監査役に対し、業績への寄与度を斟酌し役員賞与を支給することができるものとしております。

取締役の報酬等は、当社の業績及び本人の貢献度に鑑み決定しております。監査役の報酬額等は、監査役の協議により決定しております。また、取締役の報酬額等を決定するにあたっては、報酬委員会の意見を得ております。

⑪ 株式の保有状況

(a) 保有目的が純投資目的以外である投資株式

銘柄数 1 銘柄  
 貸借対照表計上額 229,941千円

(b) 保有目的が純投資目的以外である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
 (前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)  
 特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
株式会社うるる	2,643	229,941	事業上の関係強化のため

⑫ 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

⑬ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑭ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権を3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑮ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(a) 取締役、監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除できる旨、定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(b) 中間配当制度に関する事項

当社は、株主への利益還元之机をを増やすことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(c) 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
16,160	1,340	23,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としては、上場申請のための有価証券報告書及び四半期報告書作成のための助言・指導、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導および新株式発行に係るコンフォートレター作成業務であります。

(当事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬を決定するにあたり、会社規模や監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得て、取締役会で決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表について

当社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、企業会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の主催する研修への参加や社内研修等を行っており、財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1 【財務諸表等】  
 (1) 【財務諸表】  
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,977,791	2,378,136
売掛金	189,486	298,242
たな卸資産	※18,515	※16,361
前渡金	-	252
前払費用	25,010	17,563
繰延税金資産	31,677	23,734
その他	2,066	2,331
貸倒引当金	△6,578	△10,472
流動資産合計	3,227,969	2,716,149
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	7,990	143,505
工具、器具及び備品（純額）	2,310	7,354
有形固定資産合計	※210,301	※2150,859
無形固定資産		
のれん	8,093	5,982
ソフトウェア	108,403	110,840
ソフトウェア仮勘定	11,988	4,797
無形固定資産合計	128,485	121,620
投資その他の資産		
関係会社株式	10,000	2,540
投資有価証券	-	229,941
敷金及び保証金	141,333	120,683
破産更生債権等	709	1,285
長期前払費用	6,125	4,625
繰延税金資産	3,883	7,518
その他	-	381
貸倒引当金	△709	△1,285
投資その他の資産合計	161,342	365,690
固定資産合計	300,129	638,170
資産合計	3,528,099	3,354,320

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	55,032	15,401
未払金	99,779	111,195
未払費用	9,357	38,661
未払法人税等	101,670	11,870
未払消費税等	40,710	17,782
前受金	17,988	22,134
預り金	743	764
ポイント引当金	2,945	4,231
資産除去債務	6,264	-
その他	34,779	1,711
流動負債合計	369,272	223,753
固定負債		
資産除去債務	634	56,215
固定負債合計	634	56,215
負債合計	369,907	279,968
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,436,302	1,436,482
資本剰余金		
資本準備金	1,423,979	1,424,159
資本剰余金合計	1,423,979	1,424,159
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	297,909	413,433
利益剰余金合計	297,909	413,433
自己株式	-	△199,724
株主資本合計	3,158,191	3,074,351
純資産合計	3,158,191	3,074,351
負債純資産合計	3,528,099	3,354,320

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
売上高	1,504,194	1,888,760
売上原価		
商品期首たな卸高	-	980
当期製品製造原価	328,699	406,525
当期商品仕入高	11,500	-
合計	340,199	407,505
他勘定振替高	-	250
商品期末たな卸高	980	-
商品及び製品売上原価	339,219	407,255
売上総利益	1,164,975	1,481,505
販売費及び一般管理費	※1 837,656	※1 1,312,241
営業利益	327,318	169,263
営業外収益		
受取利息	533	1,777
業務受託料	※2 -	※2 600
その他	400	495
営業外収益合計	934	2,872
営業外費用		
株式交付費	10,162	-
株式公開費用	14,835	-
支払手数料	11,014	-
営業外費用合計	36,011	-
経常利益	292,241	172,136
特別利益		
債務免除益	-	19,595
特別利益合計	-	19,595
特別損失		
子会社株式評価損	-	7,459
特別損失合計	-	7,459
税引前当期純利益	292,241	184,272
法人税、住民税及び事業税	127,864	64,439
法人税等調整額	△18,653	4,308
法人税等合計	109,210	68,748
当期純利益	183,030	115,524

製造原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)		当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	2,854	0.8	8,475	1.9
II 労務費		165,617	43.8	165,942	38.0
III 経費		209,901	55.4	262,332	60.1
当期総製造費用		378,373	100.0	436,750	100.0
期首仕掛品たな卸高		-		7,312	
期末仕掛品たな卸高	※2	7,312		6,024	
他勘定振替高		42,361		31,512	
当期製品製造原価		328,699		406,525	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
支払手数料	88,302	44,074
外注加工費	39,105	104,127
減価償却費	36,489	61,700
業務委託費	16,241	9,000
地代家賃	6,693	17,819
賃借料	16,039	18,510

※2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
ソフトウェア仮勘定	42,361	31,512

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。



③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	123,740	111,417	111,417	114,878	114,878	350,035	350,035
当期変動額							
新株の発行	1,312,562	1,312,562	1,312,562			2,625,124	2,625,124
当期純利益				183,030	183,030	183,030	183,030
当期変動額合計	1,312,562	1,312,562	1,312,562	183,030	183,030	2,808,155	2,808,155
当期末残高	1,436,302	1,423,979	1,423,979	297,909	297,909	3,158,191	3,158,191

当事業年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,436,302	1,423,979	1,423,979	297,909	297,909	-	3,158,191	3,158,191
当期変動額								
新株の発行	180	180	180				360	360
当期純利益				115,524	115,524		115,524	115,524
自己株式の取得						△199,724	△199,724	△199,724
当期変動額合計	180	180	180	115,524	115,524	△199,724	△83,840	△83,840
当期末残高	1,436,482	1,424,159	1,424,159	413,433	413,433	△199,724	3,074,351	3,074,351

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	292,241	184,272
減価償却費	50,980	105,230
のれん償却額	2,111	2,111
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	4,413	4,469
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	△838	1,285
未払法人税等 (外形標準課税) の増減額 (△は減少)	6,866	△5,137
受取利息及び受取配当金	△533	△1,777
株式交付費	10,162	-
株式公開費用	14,835	-
子会社株式評価損	-	7,459
売上債権の増減額 (△は増加)	△57,723	△108,755
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△7,949	2,153
前払費用の増減額 (△は増加)	△18,162	7,447
仕入債務の増減額 (△は減少)	48,103	△39,631
未払金の増減額 (△は減少)	30,730	9,748
未払費用の増減額 (△は減少)	3,015	29,304
未払消費税等の増減額 (△は減少)	20,608	△22,928
前受金の増減額 (△は減少)	14,933	4,146
預り金の増減額 (△は減少)	△3,414	20
その他	32,165	△33,485
小計	442,544	145,934
利息及び配当金の受取額	533	1,777
法人税等の支払額	△102,601	△149,102
営業活動によるキャッシュ・フロー	340,476	△1,390
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△100,000	-
定期預金の払戻による収入	-	100,000
有形固定資産の取得による支出	△2,587	△120,820
無形固定資産の取得による支出	△46,807	△61,870
子会社株式の取得による支出	△10,000	-
敷金及び保証金の差入による支出	△113,619	-
敷金及び保証金の回収による収入	386	20,649
投資有価証券の取得による支出	-	△229,941
資産除去債務の履行による支出	-	△6,255
その他	△6,450	△662
投資活動によるキャッシュ・フロー	△279,078	△298,899
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	2,614,962	360
株式公開費用の支出	△14,835	-
自己株式の取得による支出	-	△199,724
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,600,127	△199,364
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,661,526	△499,655
現金及び現金同等物の期首残高	216,265	2,877,791
現金及び現金同等物の期末残高	※2,877,791	※2,378,136

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券  
時価のないもの 移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 商品  
個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - (2) 仕掛品  
個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - (3) 原材料及び貯蔵品  
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
定率法を採用しております。なお、耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 8～15年  
工具、器具及び備品 4～8年
  - (2) 無形固定資産  
定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
  - (3) 長期前払費用  
均等償却を採用しております。
4. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) ポイント引当金  
投稿促進を目的とするポイント制度に基づき、付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
5. のれんの償却方法及び償却期間  
5年間で均等償却しております。
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
手許預金・要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動については僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

### (追加情報)

#### (従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

1. 取引の概要  
当社は、平成26年9月12日付取締役会決議に基づき、当社の株価及び業績向上と従業員等の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員等の意欲や士気を高めるため、従業員等に当社の株式を給付し、その価値を処遇に反映するインセンティブプランとして「株式給付信託（J-E S O P）」（以下、「本制度」といいます。）を平成26年12月に設定しております。  
本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を給付する仕組みです。  
当社は、従業員等に対しポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得した時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金額により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものといたします。
2. 信託が保有する自社の株式に関する事項  
従業員等に対して給付する株式として資産管理サービス信託銀行株式会社が保有する当社株式を、当該信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末日における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、199,724千円、163,100株であります。

(貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
商品及び製品	980千円	-千円
仕掛品	7,312	6,024
原材料及び貯蔵品	223	337

※2 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
減価償却累計額	12,982千円	29,841千円

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度35.4%、当事業年度30.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度64.6%、当事業年度69.1%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
役員報酬	62,600千円	64,333千円
給料手当	338,726	447,832
法定福利費	53,199	70,273
採用教育費	39,162	24,509
広告宣伝費	57,472	154,041
貸倒引当金繰入額	6,320	7,745
ポイント引当金繰入額	△838	1,285
減価償却費	14,491	43,529
のれん償却費	2,111	2,111

※2 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
関係会社からの業務受託料	一千円	600千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,392	7,615,908	—	7,617,300
A種優先株式(株)	770	—	770	—
合計(株)	2,162	7,615,908	770	7,617,300

(変動事由の概要)

内訳は次のとおりであります。

取得請求権の行使による増加	普通株式	770株
取得請求権の行使による減少	A種優先株式	770株
株式分割による増加	普通株式	6,483,838株
公募増資による増加	普通株式	850,000株
第三者割当増資による増加	普通株式	167,300株
新株予約権の権利行使による増加	普通株式	114,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
A種優先株式(株)	—	770	770	—
合計(株)	—	770	770	—

(変動事項の概要)

内訳は次のとおりであります。

取得請求権の行使による増加	A種優先株式	770株
自己株式の消却による減少	A種優先株式	770株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	7,617,300	9,000	—	7,626,300
合計(株)	7,617,300	9,000	—	7,626,300

(変動事由の概要)

内訳は次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加	普通株式	9,000株
-----------------	------	--------

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	—	163,100	—	163,100
合計(株)	—	163,100	—	163,100

(変動事項の概要)

内訳は次のとおりであります。

信託による取得による増加 普通株式 163,100株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
現金及び預金	2,977,791千円	2,378,136千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△100,000千円	—千円
現金及び現金同等物	2,877,791千円	2,378,136千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を自己資金で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であります。時価を把握することが極めて困難であり、減損のリスクに晒されております。当社は投資先より定期的に業績や財務状況の報告を受けており、当該リスクを把握する体制をとっております。

敷金及び保証金は、主に本社事務所の不動産賃貸借契約に係るものであり、差入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては定期的に差入れ先の状況等の確認を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金、並びに未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは、流動性リスクに晒されておりますが、当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度（平成26年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,977,791	2,977,791	—
(2) 売掛金	189,486		
貸倒引当金（※）	△6,578		
	182,907	182,907	—
(3) 敷金及び保証金	141,333	125,546	△15,787
資産計	3,302,033	3,286,246	△15,787
(1) 買掛金	55,032	55,032	—
(2) 未払金	99,779	99,779	—
(3) 未払法人税等	101,670	101,670	—
(4) 未払消費税等	40,710	40,710	—
負債計	297,193	297,193	—

（※）売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（平成27年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,378,136	2,378,136	—
(2) 売掛金	298,242		
貸倒引当金（※）	△10,472		
	287,769	287,769	—
(3) 敷金及び保証金	120,683	108,816	△11,867
資産計	2,786,590	2,774,722	△11,867
(1) 買掛金	15,401	15,401	—
(2) 未払金	111,195	111,195	—
(3) 未払法人税等	11,870	11,870	—
(4) 未払消費税等	17,782	17,782	—
負債計	156,248	156,248	—

（※）売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、償還予定時期を見積もり、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
関係会社株式	10,000	2,540
投資有価証券	—	229,941

(※) 関係会社株式及び投資有価証券は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額  
前事業年度 (平成26年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,977,791	—	—	—
売掛金	189,486	—	—	—
敷金及び保証金	20,045	—	—	—
合計	3,187,323	—	—	—

(※) 敷金及び保証金については、返還期日を明確に把握できるもののみ記載しており、返還期日を明確に把握できないもの(121,288千円)については、償還予定額には含めておりません。

当事業年度 (平成27年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,378,136	—	—	—
売掛金	298,242	—	—	—
敷金及び保証金	6,019	—	—	—
合計	2,682,398	—	—	—

(※) 敷金及び保証金については、返還期日を明確に把握できるもののみ記載しており、返還期日を明確に把握できないもの(114,664千円)については、償還予定額には含めておりません。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式2,540千円、前事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式10,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 投資有価証券

投資有価証券(当事業年度の貸借対照表計上額は投資有価証券229,941千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、関係会社株式について7,459千円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における実質価額が期末簿価と比べ50%以上下落した場合には必要と認められた額について減損処理を行っております。



(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 13名	当社取締役 2名 当社従業員 3名	当社取締役 2名 当社従業員 1名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 270,000株	普通株式 267,000株	普通株式 63,000株	普通株式 129,000株
付与日	平成23年6月30日	平成25年2月15日	平成25年5月16日	平成25年9月26日
権利確定条件	条件の定めはありません。	同左	同左	同左
対象勤務期間	条件の定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	自 平成25年6月30日 至 平成33年6月8日	自 平成27年12月26日 至 平成34年12月25日	自 平成27年12月26日 至 平成34年12月25日	自 平成27年9月26日 至 平成35年9月25日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成25年11月19日付の株式分割(1株につき3,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前(株)				
前事業年度末	—	237,000	33,000	129,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	18,000	—
権利確定	—	—	—	129,000
未確定残	—	237,000	15,000	—
権利確定後(株)				
前事業年度末	9,000	—	—	—
権利確定	—	—	—	129,000
権利行使	9,000	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	129,000

(注) 平成25年11月19日付の株式分割(1株につき3,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格(円) (注)	40	100	100	300
行使時平均株価(円)	1,130	—	—	—
付与日における公正な評価 単価(円)	—	—	—	—

(注) 平成25年11月19日付の株式分割(1株につき3,000株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積もる方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法及び類似上場会社比較法の併用により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額

513,315千円

② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

9,810千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	2,534千円	3,834千円
ポイント引当金	1,049	1,398
未払事業税	9,346	1,558
一括償却資産	1,927	2,470
資産除去債務	2,458	18,135
資産調整勘定	3,586	2,191
棚卸資産	2,323	—
未払費用	—	8,245
未払金	3,925	2,292
子会社株式	—	2,466
その他	9,446	4,472
繰延税金資産合計	36,600	47,064
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△1,039	△15,811
繰延税金負債合計	△1,039	△15,811
繰延税金資産の純額	35,561	31,252

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
流動資産－繰延税金資産	31,677千円	23,734千円
固定資産－繰延税金資産	3,883	7,518

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  
 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正  
 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、平成27年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%に変更されております。  
 なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は結婚式場のロコミサイト運営を中心とする事業を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報  
 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。
2. 地域ごとの情報
  - (1) 売上高  
 本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。
  - (2) 有形固定資産  
 本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載事項はありません。
3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社アリバー	404,378

当事業年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報  
 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。
2. 地域ごとの情報
  - (1) 売上高  
 本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。
  - (2) 有形固定資産  
 本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載事項はありません。
3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社アリバー	489,110

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

当社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	飯尾 慶介	当社代表取締役社長	直接 11.35	当社代表取締役社長	資金の仮受	34,361	その他流動負債	34,361

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

その他流動負債（仮受金）は、平成26年8月から9月にかけて飯尾慶介氏からBrideal事業の売上に充当する目的で第三者を通して入金されたものであります。34,361千円のうち13,198千円は、結婚式の施行が行われていないものであることから平成26年11月28日付で飯尾慶介氏に返金し、残りの21,163千円は、結婚式の施行が行われているものであることから平成26年11月14日付の取締役会決議に基づき、飯尾慶介氏より債務免除を受けております。

当事業年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

当社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	飯尾 慶介	元当社代表取締役社長	直接 7.87	元当社代表取締役社長	仮受の返金	13,198	—	—
					仮受の債務免除	21,163	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

前事業年度における飯尾慶介氏からの仮受金34,361千円について、13,198千円は返金を行い、残りの21,163千円については債務免除を受けております。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり純資産額	414.61円	411.93円
1株当たり当期純利益金額	27.07円	15.43円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	25.39円	14.75円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	183,030	115,524
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	183,030	115,524
普通株式の期中平均株式数(株)	6,760,196	7,489,241
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	449,916	343,524
(うち新株予約権(株))	449,916	343,524
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

2. 当社は、平成26年3月25日に東京証券取引所マザーズに上場したため、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から前事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 当社は、平成25年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
4. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。  
1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当事業年度130,550株であります。
5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	3,158,191	3,074,351
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	3,158,191	3,074,351
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	7,617,300	7,463,200

6. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末の普通株式の数の計算において控除する自己株式に含めております。  
1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の株式数は当事業年度163,100株であります。

(重要な後発事象)

新株予約権の発行

当社は、平成27年11月13日の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対し、新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議し、平成27年12月21日の取締役会において本新株予約権の割当てを決議いたしました。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価値にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施しております。

新株予約権の総数	4,350個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 435,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円
新株予約権の払込期日	平成27年12月25日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき1,374円
新株予約権の行使期間	平成29年1月1日から平成32年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、平成28年9月期、平成29年9月期または平成30年9月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）から算出するEBITDA（損益計算書に記載される営業利益にキャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加算したもの。）が、いずれかの決算期について10億円以上となった場合、各新株予約権者は、それぞれに割り当てられた本新株予約権を行使することができる。 なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
割当先	当社取締役 4名 1,600個 当社従業員 90名 2,750個

## ⑤【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	18,077	168,548	18,383	168,242	24,736	33,033	143,505
工具、器具及び備品	5,206	7,556	304	12,459	5,104	2,513	7,354
有形固定資産計	23,284	176,104	18,687	180,701	29,841	35,546	150,859
無形固定資産							
のれん	10,556	-	-	10,556	4,574	2,111	5,982
ソフトウェア	189,790	69,959	63,164	196,584	85,744	67,521	110,840
ソフトウェア仮勘定	11,988	61,064	68,255	4,797	-	-	4,797
無形固定資産計	212,335	131,023	131,420	211,938	90,318	69,633	121,620
長期前払費用	7,500	662	-	8,162	3,537	2,162	4,625

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社の諸設備	167,337千円
ソフトウェア	ウェブサイト開発及び社内システム導入等	69,959千円
ソフトウェア仮勘定	ウェブサイト開発及び社内システム導入等	61,064千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	使用を中止したもの	63,164千円
ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアへの振替え	65,056千円

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

該当事項はありません。

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	7,288	11,758	3,275	4,012	11,758
ポイント引当金	2,945	4,231	2,945	-	4,231

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替額であります。

## 【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃借契約に基づくもの	6,898	57,432	8,115	56,215

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## ① 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	—
預金	
普通預金	778,136
定期預金	1,600,000
合計	2,378,136

## ② 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社アリバー	81,834
株式会社ベストブライダル	7,255
バリューマネジメント株式会社	6,557
株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ	6,244
ホテルモントレ株式会社	5,164
その他	191,185
合計	298,242

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$
189,486	2,032,236	1,923,480	298,242	86.6	43.8

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

## ③ たな卸資産

## (1) 仕掛品

区分	金額 (千円)
結婚式プロデュース	6,024
合計	6,024



## (2) 原材料及び貯蔵品

区分	金額 (千円)
販促品	100
商品券	153
その他	84
合計	337

## ④ 投資有価証券

相手先	金額 (千円)
株式会社うるる	229,941
合計	229,941

## ⑤ 敷金及び保証金

区分	金額 (千円)
本社事務所	113,608
その他	7,075
合計	120,683

## ⑥ 買掛金

相手先	金額 (千円)
東京ヴァンテアングルーズ株式会社	2,255
株式会社ブロードバンドタワー	1,668
株式会社ムロドー	1,367
株式会社ORSO	1,231
株式会社コムスクエア	1,122
その他	7,756
合計	15,401

## ⑦ 未払金

相手先	金額 (千円)
役員及び従業員等	64,131
アナグラム株式会社	10,422
クックパッド株式会社	7,370
フォートラベル株式会社	5,400
CRITEO株式会社	3,730
その他	20,139
合計	111,195

## (3) 【その他】

## 当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	477,581	950,137	1,427,501	1,888,760
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	69,393	98,790	162,810	184,272
四半期(当期)純利益金額(千円)	43,408	58,099	98,501	115,524
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	5.72	7.73	13.14	15.43

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	5.72	1.97	5.42	2.28

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り  取扱場所  株主名簿管理人  取次所  買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社  —  無料
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に公告を掲載します。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 <a href="http://www.mwed.co.jp">http://www.mwed.co.jp</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
2. 平成27年9月14日開催の取締役会において、株主名簿管理人の変更を決議しております。

変更後の株主名簿管理人、取扱場所及び事務開始日は次のとおりです。

取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
事務取扱開始日	平成27年12月22日

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度（第4期）（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）  
平成26年12月26日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
平成26年12月26日関東財務局長に提出
- (3) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書  
平成27年9月25日関東財務局長に提出  
事業年度（第4期）（自 平成25年10月1日 至平成26年9月30日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
- (4) 四半期報告書及び確認書  
(第5期第1四半期)(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)平成27年2月13日関東財務局長に提出  
(第5期第2四半期)(自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)平成27年5月13日関東財務局長に提出  
(第5期第3四半期)(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)平成27年8月13日関東財務局長に提出
- (5) 臨時報告書  
平成27年1月6日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。  
平成27年5月27日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。  
平成27年6月15日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。  
平成27年7月21日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。  
平成27年7月21日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。  
平成27年11月27日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（親会社の異動）に基づく臨時報告書であります。  
平成27年11月27日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。  
平成27年11月27日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

株式会社 みんなのウェディング

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村 孝郎	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淡島 國和	印
--------------------	-------	-------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みんなのウェディングの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みんなのウェディングの平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社みんなのウェディングの平成27年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社みんなのウェディングが平成27年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。